

6 「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を作成します。

事例3

申告年分を書いてください。

住所、氏名を書いてください。

この事例の場合は、①欄の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がありませんので、①欄の金額をそのまま書いてください。

この事例の場合には次のとおりとなります。
「給与所得」 「③欄の金額」
 9,800,000円 + △15,359,050円
 = **△5,559,050円**
 ④欄には、この金額を△を付けずに書いてください。
 ④欄の記載に当たって、総合譲渡所得の黒字の金額又は一時所得の黒字の金額がある場合は、③欄の金額からその黒字の金額を差し引いた金額を基に計算します(③欄の金額より、その黒字の金額が多い場合は0として計算します。)

青色申告をしている方で該当がある場合に書いてください。

白色申告をしている方で該当がある場合に書いてください。

申告書の作成は「確定申告書作成コーナー」で!!
作成コーナー 検索

居住用財産を売却して譲渡損失が算出されるケースで新たに自宅を買い換ええない場合に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5の2)」(38ページ参照)の適用を受けるために作成する「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」及び「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の記載方法も基本的には同じですので、この事例の記載例又は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」の⑥の合計欄の金額を△を付けずに書いてください。

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成30年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住所(又は事業所、事務所、居所など)	K市××町4-23-12	フリガナ	サッポロ サブロー	氏名	札幌 三郎
--------------------	--------------	------	-----------	----	-------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算(赤字の金額は、△を付けずに書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	15,359,050
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額とを合算した金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)). また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	15,359,050
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	15,359,050
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	5,559,050
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	5,559,050
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	5,559,050

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします)。
 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

譲渡した土地等の面積が500㎡を超える場合には、この算式で計算します。

この金額が翌年以後に繰り越される譲渡損失の金額となります。

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

事例3

申告書B第一表(右部)

税及び別所得税の確定申告書B FA0124

人番号 〇〇〇〇××××△△△△

リガナ サッポロ サブロー

氏名 札幌 三郎

職業 会社員

住所 K市××町4-23-12

生年月日 3/4/60

配偶者の氏名 札幌 三郎

申告年分 平成30年分以降用

課税される所得金額(①-⑤)又は第三表上の①に対する税額又は第三表の②	26	000
配当控除	27	0
特定増減等(特定増減等)区分	28	00
政治等寄附金等特別控除	29	
住宅ローン控除	30	
再差引所得税額(基準所得税額)	38	0
復興特別所得税額(40×2.1%)	40	0
所得税及び復興特別所得税の合計額(40+41)	42	0
外国税額控除	43	
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	44	972500
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(42-43)	45	△972500
納める税金	47	00
還付される税金	48	△972500
配偶者の合計所得金額	49	
専従者控除額	50	
青色申告特別控除額	51	
経理-経理の所得及び復興特別所得税の源泉徴収税額	52	
業務上の所得及び復興特別所得税の源泉徴収税額	53	
本年分差し引く繰越損失	54	
平均課税対象金額	55	
変動臨時所得金額	56	
申告期限までに納付した金額	57	00
延納届出額	58	000

還付される税金の受取場所

還付される税金の受取場所

※記入不要

口座番号 1234567

③⑧ 差引所得税額
②⑦欄に転記した税額から②⑧欄、②⑨欄、③⑩欄、③⑪～③⑬欄、③⑭～③⑯欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④⑩ 再差引所得税額(基準所得税額)
③⑧欄の金額から「③⑨災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④① 復興特別所得税額、④② 所得税及び復興特別所得税の額
④⑩欄の金額に2.1%を乗じた金額を④①欄に書いてください。また、④⑩欄の金額と④①欄の金額の合計額を④②欄に書いてください。

④④ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④④所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(【事例1】7ページ参照)。

④⑤ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額
④②欄の金額から「④③外国税額控除」、「④④所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。
 黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。
 赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

還付される税金の受取場所
還付申告の方は、第一表の「還付される税金の受取場所」を、次の記載例に従って書いてください。なお、還付金の受取りには預貯金口座(申告者ご本人名義の口座に限ります)への振込みをご利用ください。

銀行等の預金口座へ振込みを希望する場合

※記入不要

口座番号(7桁以内)

① 該当する預金種類(総合口座の場合には「普通」)に「○」印を付けてください。
 ② 口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

ゆうちょ銀行の貯金口座へ振込みを希望する場合

※記入不要

記号部分(5桁) 番号部分(2~8桁)

① 貯金総合通帳の記号番号のみを左詰めで書いてください。
 ② 他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は書かないでください。
 ③ 記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合には、その数字の記入は不要です。
 ※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りをご希望の場合には、受取りを希望する郵便局名等を書いてください。

④⑨ 配偶者の合計所得金額
「配偶者特別控除」の適用を受ける場合に、配偶者の合計所得金額を書いてください。
 なお、この事例の場合には「配偶者控除」の適用を受けており、「配偶者特別控除」の適用を受けていませんので、この欄は空欄にします。

「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)」を受けるために必要な書類については、44ページを参照してください。